

高知大学教育学部教育実習運営協議会規則

平成16年4月1日
規則第179号

最終改正 令和6年4月25日規則第4号

第1条 本会は、高知大学教育学部教育実習運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

第2条 協議会は、教育学部学生の附属校園及びその他の学校等における教育実習等を円滑かつ効果的に実施するため、教育実習等に関する諸事項について連絡協議を行うことを目的とする。

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議する。

- (1) 教育実習等の基本計画に関する事項
- (2) 教育実習等の事前・事後の諸計画・運営に関する事項
- (3) 教育実習関連の事務・運営・諸書類（書式）の整備に関する事項
- (4) その他教育実習等に関連して必要と認められる事項

第4条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育学部長
- (2) 学務委員長
- (3) 学務副委員長
- (4) 附属校園長又は副校園長
- (5) 附属校園関係教員（実習担当等）
- (6) その他関係教員 若干人

2 前項の規定にかかわらず、協議会の目的を達成するために必要と認める場合には、関係者に委員を委嘱し、又は出席を依頼することができる。

第5条 協議会には、委員長をおく。

- 2 委員長は、教育学部長をもって充てる。
- 3 委員長は、協議会を招集して議長となり、協議会の運営にあたる。
- 4 委員長に支障があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

附 則

この規則は平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第122号）

この規則は平成24年3月30日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成29年1月10日規則第44号）

この規則は、平成29年1月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成29年1月11日規則第46号）

この規則は、平成29年1月11日から施行する。

附 則（令和4年6月22日規則第21号）

この規則は、令和4年6月22日から施行し、令和4年5月25日から適用する。

附 則（令和6年4月25日規則第4号）

この規則は、令和6年4月25日から施行し、令和6年4月1日から適用する。